

子ども子育て会議に係る情報提供

「成育医療等に関する計画」の策定について

保健福祉部健康推進グループ

【計画の趣旨】

市町村は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策について、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があるとされています。

そのための方策として、市町村は「成育医療等基本方針」（令和5年3月22日閣議決定）を踏まえた計画を積極的に策定することとされています。

このことから、今回策定する登別市健康増進計画（第3期）の中に、成育医療等基本方針に基づく評価指標を基本とし、母子保健の内容を含めた計画として策定することとし、現在事務を進めております。

【計画の期間】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
成育医療等に関する計画			中間評価			最終評価

【計画策定に向けた主なスケジュール】

日程	内容
令和6年10月21日	第1回健康づくり推進協議会で計画内容を協議
11月中旬頃	第2回健康づくり推進協議会で修正した計画内容を協議
12月	パブリックコメント実施
令和7年1月	パブリックコメント意見集約
3月末	計画策定・公表